

使用済自動車の再資源化等に関する法律  
(自動車リサイクル法) に基づく許可更新申請の手引

— 解体業又は破砕業の許可更新をされる方へ —

令和8年1月  
兵 庫 県

## — 目 次 —

1	解体業・破碎業の許可とは	P 1
2	更新申請手続	P 1
3	許可基準	P 4
4	許可証の交付	P 8
5	許可更新申請書の提出先（兵庫県）	P 8
6	提出書類チェックリスト	P 11
7	申請様式	P 17
8	記載例	P 35

## 1 解体業・破砕業の許可とは

使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」又は単に「法」という。）に基づき、使用済自動車の解体業又は解体自動車の破砕業を行おうとする事業者は、当該業務を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事、又は政令市の区域毎に許可を受ける必要があります。解体業・破砕業許可の有効期限は、5年であることから、許可の有効期限日以降も事業を継続して行うには許可の更新を受ける必要があります。

兵庫県内においては事業所の所在地により、それぞれ兵庫県知事、又は政令市（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市）長の許可を受けることとなります。

この手引きは、兵庫県に更新申請を行う場合について記載しています。政令市に更新申請を行う場合は、各政令市に直接ご確認ください。

### 〈用語の説明〉

使用済自動車	自動車のうち、その使用（倉庫としての使用その他運行以外の用途への使用を含む。以下同じ。）を終了したもの（保冷貨物自動車の冷蔵用の装置その他の自動車の使用を終了したときに再度使用する装置であって政令で定めるものを有する自動車※にあつては、その使用を終了し、かつ、当該装置を取り外したもの）をいう。 ※①保冷貨物自動車の冷蔵用の装置その他のバン型の積載装置、②コンクリートミキサーその他のタンク型の積載装置、③砂等の運搬の用に供する自動車の荷台その他の囲いを有する積載装置、④トラッククレーンその他の特殊の用途にのみ用いられる自動車に当該自動車と一体として装備される特別な装置
解体自動車	使用済自動車を解体することによってその部品、材料その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存する物をいう。
解体業	使用済自動車又は解体自動車の解体を行う事業をいい、「解体業者」とは、解体業を行うことについて、法第60条第1項の許可を受けた者をいう。
破砕業	解体自動車の破砕及び破砕前処理（圧縮その他の主務省令で定める破砕の前処理※をいう。以下同じ。）を行う事業をいい、「破砕業者」とは、破砕業を行うことについて第67条第1項の許可を受けた者をいう。 ※圧縮又はせん断

## 2 更新申請手続

- (1) 解体業許可及び破砕業許可は、その許可を受けてから5年間ごとに更新を受ける必要があります。
- (2) 更新申請は、許可の有効期限日の3ヶ月前から受付します。申請する際はあらかじめ県民局環境課に連絡してください。なお、許可の有効期限日を過ぎてからの更新申請は受け付けられません。あらためて新規許可申請を行っていただく必要があります。
- (3) 提出部数は、解体業の場合、正本1部と事業者控1部となり、破砕業の場合、正本1部、副本1部と事業者控1部となります。

- (4) 提出書類は県民局環境課へ持参又は郵送により提出してください。郵送により提出する場合は、提出書類チェックリスト（P12～15）も添付してください。
- (5) 提出書類の記載事項に不備、及び提出書類の添付漏れがあれば補正していただきます。
- (6) 更新申請手数料は、兵庫県収入証紙、電子納付又はキャッシュレス決済により納付してください。

ア 兵庫県収入証紙により納付する場合

あらかじめ兵庫県収入証紙を収入証紙売りさばき所で購入して、当該証紙を申請書の手数料欄に貼付してください。

イ 電子納付により納付する場合

配信される納付申込完了メールに記載されている電子納付番号（大文字アルファベット1文字＋8桁の数字）を、申請書（空きスペース）に記入してください。

※電子納付については以下のページをご覧ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sk01/denshinofu.html>

ウ キャッシュレス決済により納付する場合

申請窓口（県民局環境課）でキャッシュレス決済用のバーコードを受領し、会計窓口にて手数料を支払ってください。その後、発行されるレシート（青色1枚、白色2枚）を受領し、申請窓口（県民局環境課）に決済済みレシート（白色1枚）を提出してください。

※利用可能な決済手段・対応ブランドについては以下のページをご覧ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sk01/cashless.html>

○許可更新申請手数料（令和8年1月現在）

業 区 分	手 数 料
解 体 業	70,000円
破 砕 業	77,000円

(7) 許可更新日は、更新前の許可の有効期限の次の日となります。

(8) 更新申請に必要な提出書類は、下表のとおりとなります。

提出書類	留意事項	法人	個人
許可更新申請書	様式第五:解体業 様式第八:破砕業	○	○
委任状	行政書士に委任する場合に添付	△	△
事業所名簿	事業所が複数ある場合に添付	△	△
役員 <sup>*1</sup> 等名簿	住民票記載のとおり記入	○	△
株主又は出資者 <sup>*2</sup> 名簿	住民票又は記載のとおり記入(株主又は出資者が法人の場合は、登記事項証明書のとおり記入)	○	—
誓約書	欠格要件を確認の上、該当しない項目全てをチェック	○	○
施設(積替え又は保管の場所を含む。)の構造を明らかにする図面及び当該	申請書の「事業の用に供する施設の概要」欄に記載した施設の平面図、立面	○	○

施設の付近の見取図 <sup>※3</sup>	図、断面図構造図及び設計計算書等		
施設の所有権原又は使用权原を有することを証する書類 <sup>※3</sup>	納品書、土地登記簿、賃貸借契約書等	○	○
事業計画書及び収支見積書		○	○
申請者の住民票の写し	発行日から3ヶ月以内のもの 本籍記載のもの(外国人にあっては国籍・地域記載のもの)で <b>個人番号(マイナンバー)</b> が記載されていないもの	—	○
申請者の登記されていないことの証明書	発行日から3ヶ月以内のもの	—	○
申請者の定款又は寄附行為	最新のを添付	○	—
申請者の登記事項証明書	発行日から3ヶ月以内のもの	○	—
申請者の役員・株主又は出資者(個人)の住民票の写し	発行日から3ヶ月以内のもの 本籍記載のもの(外国人にあっては国籍・地域記載のもの)で <b>個人番号(マイナンバー)</b> が記載されていないもの	○	—
申請者の役員・株主又は出資者(個人)の登記されていないことの証明書	発行日から3ヶ月以内のもの	○	—
申請者の株主(法人)の登記事項証明書	発行日から3ヶ月以内のもの	△	—
政令使用人の住民票の写し	発行日から3ヶ月以内のもの 本籍記載のもの(外国人にあっては国籍・地域記載のもの)で <b>個人番号(マイナンバー)</b> が記載されていないもの	△	△
政令使用人の登記されていないことの証明書	発行日から3ヶ月以内のもの	△	△
法定代理人(個人)の住民票の写し	発行日から3ヶ月以内のもの 本籍記載のもの(外国人にあっては国籍・地域記載のもの)で <b>個人番号(マイナンバー)</b> が記載されていないもの	—	△
法定代理人(個人)の登記されていないことの証明書	発行日から3ヶ月以内のもの	—	△
法定代理人(法人)の定款又は寄附行為	最新のを添付	—	△
法定代理人(法人)の登記事項証明書	発行日から3ヶ月以内のもの	—	△
法定代理人(法人)の役員の住民票の写し	発行日から3ヶ月以内のもの 本籍記載のもの(外国人にあっては国籍・地域記載のもの)で <b>個人番号(マイナンバー)</b> が記載されていないもの	—	△

法定代理人(法人)の役員の登記されていないことの証明書	発行日から3ヶ月以内のもの	—	△
標準作業書	最新のを添付	○	○
事業場の代表者である旨の申立書	政令使用人を置く場合に添付	△	△
同時申請(届出)に関する申立書	複数同時に手続する場合に添付	△	△
現行許可証の写し		○	○
副本返信用封筒、許可証送付用封筒	郵送による副本返信又は許可証送付を希望する場合に添付	△	△

△印の書類は、該当がある場合に添付してください。

※1 役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

※2 株主又は出資者とは、発行済株式総数又は出資金総額の5%以上の株式を有するものをいう。

※3 更新許可申請時に変更がない場合は、省略が可能。

### 3 許可基準

(1) 自動車リサイクル法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）を熟知すること。

(2) 解体業者は、解体業許可基準に適合すること。

解体業許可基準（自動車リサイクル法第62条第1項第1号）	
1	<p>施設に係る基準（自動車リサイクル法施行規則第57条第1号）</p> <p>イ 使用済自動車又は解体自動車の解体を行う場所（以下「解体作業場」という。）以外の場所で使用済自動車又は解体自動車を保管する場合にあっては、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが当該場所の周囲に設けられ、かつ、当該場所の範囲が明確であること。</p> <p>ロ 解体作業場以外の場所で廃油及び廃液が漏出するおそれのある使用済自動車を保管する場合にあっては、当該場所がイに掲げるもののほか次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち使用済自動車から廃油及び廃液を回収することその他廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p> <p>(2) 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。</p> <p>ハ 解体作業場以外の場所で使用済自動車から廃油（自動車の燃料に限る。以下このハにおいて同じ。）を回収する場合にあっては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>(1) 廃油の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p> <p>(2) 廃油の事業所からの流出を防止するため、ためますその他これと同等以上の効果を有する装置（以下「ためます等」という。）及びこれに接続している排水溝が設けられていること。</p>

ニ 次に掲げる要件を満たす解体作業場を有すること。

- (1) 使用済自動車から廃油（自動車の燃料を除く。以下この(1)において同じ。）及び廃液を回収することができる装置を有すること。ただし、手作業により使用済自動車から廃油及び廃液が適切かつ確実に回収されることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。
- (2) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (3) 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。ただし、解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少なく、かつ、廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。
- (4) 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他床面に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、当該設備の設置が著しく困難であり、かつ、雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するために十分な処理能力を有する油水分離装置を設けることその他の措置が講じられる場合は、この限りでない。

ホ 解体作業場以外の場所で使用済自動車又は解体自動車から分離した部品のうち廃油及び廃液が漏出するおそれのあるものを保管する場合にあっては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち当該部品からの廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

- (1) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (2) 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他当該部品に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。

## 2 申請者の能力に係る基準（自動車リサイクル法施行規則第57条第2号）

イ 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。

- (1) 使用済自動車及び解体自動車の保管の方法
- (2) 廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法
- (3) 使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）
- (4) 油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）
- (5) 使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法
- (6) 使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法
- (7) 使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法
- (8) 解体業の用に供する施設の保守点検の方法

(9) 火災予防上の措置

- ロ 事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業を継続できないことが明らかでないこと。

(3) 破砕業者は、破砕業許可基準に適合すること。

破砕業許可基準（自動車リサイクル法第69条第1項第1号）

1 施設に係る基準（自動車リサイクル法施行規則第62条第1号）

- イ みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いとその周囲に設けられ、かつ、範囲が明確な解体自動車を保管する場所を有すること。
- ロ 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設を有すること。

ハ 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、次のとおりであること。

- (1) 解体自動車の破砕を行うための施設が産業廃棄物処理施設である場合にあっては、廃棄物処理法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による許可を受けている施設であること。
- (2) 解体自動車の破砕を行うための施設が産業廃棄物処理施設以外の施設である場合にあっては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設であること。

ニ 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さを保管するための十分な容量を有する施設であって、次に掲げる要件を満たすものを有すること。

- (1) 汚水の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (2) 自動車破砕残さの保管に伴い汚水が生じ、かつ、当該汚水が事業所から流出するおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝（(3)において「排水処理施設等」という。）が設けられていること。
- (3) 雨水等による汚水の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他自動車破砕残さに雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設等を設けることその他の措置が講じられることにより雨水等による汚水の事業所からの流出が防止できる場合は、この限りでない。
- (4) 自動車破砕残さが飛散又は流出することを防止するため、側壁その他の設備を有すること。

2 申請者の能力に係る基準（自動車リサイクル法施行規則第62条第2号）

- イ 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。
  - (1) 解体自動車の保管の方法
  - (2) 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法

<p>(3) 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、解体自動車の破砕の方法</p> <p>(4) 排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）</p> <p>(5) 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの保管の方法</p> <p>(6) 解体自動車の運搬の方法</p> <p>(7) 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの運搬の方法</p> <p>(8) 破砕業の用に供する施設の保守点検の方法</p> <p>(9) 火災予防上の措置</p> <p>ロ 事業計画書又は収支見積書から判断して、破砕業を継続できないことが明らかでないこと。</p>
---

(4) 申請者（法人又は個人）、役員、政令使用人及び法定代理人が法に定める「欠格要件」に該当しないこと。

欠格要件（自動車リサイクル法第62条第1項第2号）
<p>イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者*又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>※精神の機能の障害により解体業又は破砕業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ハ この法律、廃棄物処理法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの*若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>※大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）</p> <p>ニ 第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）</p> <p>ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当</p>

の理由がある者

へ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからへまでのいずれかに該当するもの

チ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

#### 4 許可証の交付

許可証は窓口又は郵送により交付します。また、お持ちの許可証原本は交付時に返却してください。

郵送での交付を希望される場合は、許可証（A4サイズ）が入る返信用封筒等を申請時等に提出してください。送料は申請者負担です。簡易書留、レターパックプラス等、配達・受取りの記録が残る方法で返送できるよう用意をお願いします。

#### 5 許可更新申請書の提出先（兵庫県）

許可更新申請書の提出先は、前回手続をした県民局になります。前回手続をした県民局が不明の場合は、許可番号の6桁目（県民局コード）をご確認ください。

県民局コード	受付県民局（電話番号／住所）
1又は3	阪神北県民局環境課 Tel(0797)83-3101 〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15
4	東播磨県民局環境課 Tel(079)421-1101 〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1
5	北播磨県民局環境課 Tel(0795)42-5111 〒673-1431 加東市社字西柿1075-2
2又は6	西播磨県民局環境課 Tel(0791)58-2100 〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25
7	但馬県民局環境課 Tel(0796)23-1001 〒668-0025 豊岡市幸町7-11
8	丹波県民局環境課 Tel(0795)72-0500 〒669-3309 丹波市柏原町柏原688
9	淡路県民局環境課 Tel(0799)22-3541 〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

例) 許可番号が第20283500712号の場合、6桁目の県民局コードが5のため、北播磨県民局が窓口となります。

次の政令市の管轄内にも解体業又は破砕業を行う事業所がある場合は該当する市に許可申請が必要です。各政令市の窓口でご相談ください。

神戸市	環境局事業系廃棄物対策課 Tel(078)595-6189 〒651-0086 神戸市中央区磯上通7-1-5
姫路市	農林水産環境局美化部産業廃棄物対策課 Tel(079)221-2405 〒670-8501 姫路市安田4-1
尼崎市	経済環境局環境部産業廃棄物対策担当 Tel(06)6489-6310 〒660-8501 尼崎市東七松町1-23-1
明石市	環境産業局環境室産業廃棄物対策課 Tel(078)918-5784 〒674-0053 明石市大久保町松陰1131
西宮市	環境局環境事業部事業系廃棄物対策課 Tel(0798)35-0185 〒662-0934 西宮市西宮浜3-8

## 6 提出書類チェックリスト

解体業許可更新申請書提出書類 チェックリスト

添付有無	提出書類	確認結果	確認事項	法人	個人
□	解体業許可更新申請書	<input type="checkbox"/>	「許可の更新」を明らかにしている	○	○
		<input type="checkbox"/>	現在有効の許可番号及び許可年月日を記入している	○	○
		<input type="checkbox"/>	「申請年月日」、「申請者情報(郵便番号、住所、氏名、電話番号)」を記入している	○	○
		<input type="checkbox"/>	「事業所の名称及び所在地」欄は、県内全ての事業所(政令市設置の事業所を除く)を記入している(※事業所が2ヶ所以上の場合、事業所名簿を添付)	○	○
		<input type="checkbox"/>	「事業の用に供する施設の概要」欄は、①保管場所面積(自動車保管場所にあつては、保管量上限台数)、②解体作業場・燃料採取場所・部品保管場所の面積、③重機等の台数、④ためます・油水分離槽の設置基数を記入している	○	○
		<input type="checkbox"/>	他に解体業又は破砕業許可を有している場合は、許可を受けている都道府県等名及び許可番号(申請中の場合にあつては、申請年月日)を記入している	△	△
		<input type="checkbox"/>	他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可を有している場合は、許可を受けている都道府県等名及び許可番号(申請中の場合にあつては、申請年月日)を記入している	△	△
		<input type="checkbox"/>	解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合は、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限を記入している	△	△
		<input type="checkbox"/>	「役員の氏名及び住所」欄、「使用人の氏名及び住所」欄及び「株主等」欄は「別添役員等名簿のとおり」とし、役員等名簿及び株主又は出資者名簿を添付している	○	△
		<input type="checkbox"/>	「法定代理人の氏名及び住所」欄、「法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名」欄を記入している、又は「法定代理人の役員の氏名及び住所」欄は別添役員等名簿のとおりとし、役員等名簿を添付している	—	△
		<input type="checkbox"/>	「標準作業書の記載事項」欄は、「別添標準作業書のとおり」とし、標準作業書を添付している	○	○
<input type="checkbox"/>	兵庫県収入証紙を貼り付けている、又は兵庫県電子納付システムにより納付し納付番号を記入している(更新70,000円)	○	○		
<input type="checkbox"/>	委任状	<input type="checkbox"/>	行政書士に委任する場合は、行政書士の押印がある(申請書に押印がある場合は不要)	△	△
<input type="checkbox"/>	事業所名簿	<input type="checkbox"/>	県内全ての事業所(政令市設置の事業所を除く)を記入している	△	△
<input type="checkbox"/>	役員等名簿	<input type="checkbox"/>	住民票どおり生年月日、氏名、本籍及び住所を記入している	○	△
<input type="checkbox"/>	株主又は出資者名簿	<input type="checkbox"/>	住民票又は登記事項証明書どおり氏名又は名称、生年月日又は設立年月日、本籍及び住所を記入している	○	—
<input type="checkbox"/>	誓約書	<input type="checkbox"/>	該当しない項目全てをチェックしている	○	○
<input type="checkbox"/>	施設(積替え又は保管の場所を含む。)の構造を明らかにする図面及び当該施設の付近の見取図*	<input type="checkbox"/>	更新申請書「事業の用に供する施設の概要」欄に記載した全ての施設の構造を明らかにする図面を添付している	○	○
<input type="checkbox"/>	施設の所有権原又は使用権原を有することを証する書類*	<input type="checkbox"/>	土地登記簿、賃貸借契約書等により所有権又は使用権原が明らかである	○	○
□	事業計画書(事業の全体計画)	<input type="checkbox"/>	作成年月日は申請日と同日である	○	○
		<input type="checkbox"/>	引取から引渡までの流れを説明する内容である		
		<input type="checkbox"/>	有用物回収品目、発生廃棄物について記入している		
	事業計画書(引取実績及び計画)	<input type="checkbox"/>	許可取得後の年間計画は過去の実績と照らして妥当である		
		<input type="checkbox"/>	解体能力を超過していない		
事業計画書(解体実績)	<input type="checkbox"/>	同一年度に受入れを行った実績と照らして妥当である			
事業計画書(解体能力)	<input type="checkbox"/>	受入計画台数を下回る能力ではない			

	事業計画書(保管の状況)	<input type="checkbox"/>	保管量の上限は、許可申請書(標準作業書)に記載したものと整合性が取れている		
		<input type="checkbox"/>	現在保管量は、保管量上限を超過していない		
<input type="checkbox"/>	収支見積書	<input type="checkbox"/>	収支の見積りは、過去の実績と比較して無理のないものである	○	○
		<input type="checkbox"/>	事業計画と収支見積は、整合性が取れている		
<input type="checkbox"/>	申請者の住民票の写し	<input type="checkbox"/>	発行日から3ヶ月以内のもの	—	○
		<input type="checkbox"/>	本籍記載のもの(外国人にあっては国籍・地域記載のもの)であって、個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの		
<input type="checkbox"/>	申請者の登記されていないことの証明書	<input type="checkbox"/>	発行日から3ヶ月以内のもの	—	○
		<input type="checkbox"/>	住民票記載の氏名、生年月日、住所(本籍)と同じ		
<input type="checkbox"/>	申請者の定款又は寄附行為	<input type="checkbox"/>	最新のことを添付している	○	—
<input type="checkbox"/>	申請者の登記事項証明書	<input type="checkbox"/>	発行日から3ヶ月以内のもの	○	—
<input type="checkbox"/>	申請者の役員・株主又は出資者(個人)の住民票の写し	<input type="checkbox"/>	発行日から3ヶ月以内のもの	○	—
		<input type="checkbox"/>	本籍記載のもの(外国人にあっては国籍・地域記載のもの)であって、個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの		
<input type="checkbox"/>	申請者の役員・株主又は出資者(個人)の登記されていないことの証明書	<input type="checkbox"/>	発行日から3ヶ月以内のもの	○	—
		<input type="checkbox"/>	住民票記載の氏名、生年月日、住所(本籍)と同じ		
<input type="checkbox"/>	申請者の株主(法人)の登記事項証明書	<input type="checkbox"/>	発行日から3ヶ月以内のもの	△	—
<input type="checkbox"/>	政令使用人の住民票の写し	<input type="checkbox"/>	発行日から3ヶ月以内のもの	△	△
		<input type="checkbox"/>	本籍記載のもの(外国人にあっては国籍・地域記載のもの)であって、個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの		
<input type="checkbox"/>	政令使用人の登記されていないことの証明書	<input type="checkbox"/>	発行日から3ヶ月以内のもの	△	△
		<input type="checkbox"/>	住民票記載の氏名、生年月日、住所(本籍)と同じ		
<input type="checkbox"/>	法定代理人(個人)の住民票の写し	<input type="checkbox"/>	発行日から3ヶ月以内のもの	—	△
		<input type="checkbox"/>	本籍記載のもの(外国人にあっては国籍・地域記載のもの)であって、個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの		
<input type="checkbox"/>	法定代理人(個人)の登記されていないことの証明書	<input type="checkbox"/>	発行日から3ヶ月以内のもの	—	△
		<input type="checkbox"/>	住民票記載の氏名、生年月日、住所(本籍)と同じ		
<input type="checkbox"/>	法定代理人(法人)の定款又は寄附行為	<input type="checkbox"/>	最新のことを添付している	—	△
<input type="checkbox"/>	法定代理人(法人)の登記事項証明書	<input type="checkbox"/>	発行日から3ヶ月以内のもの	—	△
<input type="checkbox"/>	法定代理人(法人)の役員の住民票の写し	<input type="checkbox"/>	発行日から3ヶ月以内のもの	—	△
		<input type="checkbox"/>	本籍記載のもの(外国人にあっては国籍・地域記載のもの)であって、個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの		
<input type="checkbox"/>	法定代理人(法人)の役員の登記されていないことの証明書	<input type="checkbox"/>	発行日から3ヶ月以内のもの	—	△
		<input type="checkbox"/>	住民票記載の氏名、生年月日、住所(本籍)と同じ		
<input type="checkbox"/>	標準作業書	<input type="checkbox"/>	最新のことを添付している	○	○
<input type="checkbox"/>	事業所の代表者である旨の申立書	<input type="checkbox"/>	提出する場合は、事業所の代表者が政令使用人と一致している	△	△
<input type="checkbox"/>	同時申請(届出)に関する申立書	<input type="checkbox"/>	提出する場合は、添付を省略する書類を全てチェックしている	△	△
<input type="checkbox"/>	現行許可証の写し	<input type="checkbox"/>		○	○
<input type="checkbox"/>	副本返信用封筒 許可証送付用封筒	<input type="checkbox"/>	郵送による副本返信又は許可証送付を希望する場合は、①配達記録が残る形式、②切手が必要なものは貼付済み、③返送住所記載済みのもの	△	△

△印の書類等は、該当がある場合に記載又は添付してください。

※許可更新申請時に変更がない場合は、省略が可能。

破砕業許可更新申請書提出書類 チェックリスト

添付有無	提出書類	確認結果	確認事項	法人	個人
□	破砕業許可更新申請書	<input type="checkbox"/>	「許可の更新」を明らかにしている	○	○
		<input type="checkbox"/>	現在有効の許可番号及び許可年月日を記入している	○	○
		<input type="checkbox"/>	「申請年月日」、「申請者情報(郵便番号、住所、氏名、電話番号)」を記入している	○	○
		<input type="checkbox"/>	「事業の範囲」欄に破砕前又は破砕のいずれかを記入している	○	○
		<input type="checkbox"/>	「事業所の名称及び所在地」欄は、県内全ての事業所(政令市設置の事業所を除く)を記入している(※事業所が2ヶ所以上の場合、事業所名簿を添付)	○	○
		<input type="checkbox"/>	「事業の用に供する施設の概要」欄は、①解体自動車保管場所面積(保管量上限台数)、②破砕前施設又は破砕施設の種別・基数、③破砕前物保管場所面積又は破砕物保管場所面積、④重機等の台数、⑤ためます・油水分離槽の設置基数を記入している	○	○
		<input type="checkbox"/>	破砕前施設又は破砕施設が廃棄物処理法の設置許可を受けている場合は、その許可年月日及び番号を記入している	△	△
		<input type="checkbox"/>	他に解体業又は破砕業許可を有している場合は、許可を受けている都道府県等名及び許可番号(申請中の場合にあつては、申請年月日)を記入している	△	△
		<input type="checkbox"/>	他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可を有している場合は、許可を受けている都道府県等名及び許可番号(申請中の場合にあつては、申請年月日)を記入している	△	△
		<input type="checkbox"/>	破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合は、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限を記入している	△	△
		<input type="checkbox"/>	「役員の氏名及び住所」欄、「使用人の氏名及び住所」欄及び「株主等」欄は「別添役員等名簿のとおり」とし、役員等名簿及び株主又は出資者名簿を添付している	○	△
		<input type="checkbox"/>	「法定代理人の氏名及び住所」欄、「法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名」欄を記入している、又は「法定代理人の役員の氏名及び住所」欄は別添役員等名簿のとおりとし、役員等名簿を添付している	—	△
<input type="checkbox"/>	「標準作業書の記載事項」欄は、「別添標準作業書のとおり」とし、標準作業書を添付している	○	○		
<input type="checkbox"/>	兵庫県収入証紙を貼り付けている、又は兵庫県電子納付システムにより納付し納付番号を記入している(更新77,000円)	○	○		
□	委任状	<input type="checkbox"/>	行政書士に委任する場合は、行政書士の押印がある(申請書に押印がある場合は不要)	△	△
□	事業所名簿	<input type="checkbox"/>	県内全ての事業所(政令市設置の事業所を除く)を記入している	△	△
□	役員等名簿	<input type="checkbox"/>	住民票どおり生年月日、氏名、本籍及び住所を記入している	○	△
□	株主又は出資者名簿	<input type="checkbox"/>	住民票又は登記事項証明書どおり氏名又は名称、生年月日又は設立年月日、本籍及び住所を記入している	○	—
□	誓約書	<input type="checkbox"/>	該当しない項目全てをチェックしている	○	○
□	施設(積替え又は保管の場所を含む。)の構造を明らかにする図面及び当該施設の付近の見取図※	<input type="checkbox"/>	更新申請書「事業の用に供する施設の概要」欄に記載した全ての施設の構造を明らかにする図面を添付している	○	○
□	施設の所有権原又は使用権原を有することを証する書類※	<input type="checkbox"/>	納品書、土地登記簿、賃貸借契約書等により所有権又は使用権原が明らかである	○	○
□	事業計画書(事業の全体計画)	<input type="checkbox"/>	作成年月日は申請日と同日である	○	○
		<input type="checkbox"/>	引取から引渡までの流れを説明する内容である		
		<input type="checkbox"/>	有用物回収品目、発生廃棄物について記入している		
		<input type="checkbox"/>	事業計画書(引取実績及び計		
	事業計画書(引取実績及び計	<input type="checkbox"/>	許可取得後の年間計画は過去の実績と照らして妥当である		

	画)	<input type="checkbox"/>	破砕等能力を超過していない		
	事業計画書(破砕実績)	<input type="checkbox"/>	同一年度に受入れを行った実績と照らして妥当である		
	事業計画書(破砕等能力)	<input type="checkbox"/>	受入計画台数を下回る能力ではない		
	事業計画書(保管の状況)	<input type="checkbox"/>	保管量の上限は、許可申請書(標準作業書)に記載したものと整合性が取れている		
		<input type="checkbox"/>	現在保管量は、保管量上限を超過していない		
<input type="checkbox"/>	収支見積書	<input type="checkbox"/>	収支の見積りは、過去の実績と比較して無理のないものである	○	○
		<input type="checkbox"/>	事業計画と収支見積は、整合性が取れている		
<input type="checkbox"/>	申請者の住民票の写し	<input type="checkbox"/>	発行日から3ヶ月以内のもの	—	○
		<input type="checkbox"/>	本籍記載のもの(外国人にあっては国籍・地域記載のもの)であって、個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの		
<input type="checkbox"/>	申請者の登記されていないことの証明書	<input type="checkbox"/>	発行日から3ヶ月以内のもの	—	○
		<input type="checkbox"/>	住民票記載の氏名、生年月日、住所(本籍)と同じ		
<input type="checkbox"/>	申請者の定款又は寄附行為	<input type="checkbox"/>	最新のを添付している	○	—
<input type="checkbox"/>	申請者の登記事項証明書	<input type="checkbox"/>	発行日から3ヶ月以内のもの	○	—
<input type="checkbox"/>	申請者の役員・株主又は出資者(個人)の住民票の写し	<input type="checkbox"/>	発行日から3ヶ月以内のもの	○	—
		<input type="checkbox"/>	本籍記載のもの(外国人にあっては国籍・地域記載のもの)であって、個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの		
<input type="checkbox"/>	申請者の役員・株主又は出資者(個人)の登記されていないことの証明書	<input type="checkbox"/>	発行日から3ヶ月以内のもの	○	—
		<input type="checkbox"/>	住民票記載の氏名、生年月日、住所(本籍)と同じ		
<input type="checkbox"/>	申請者の株主(法人)の登記事項証明書	<input type="checkbox"/>	発行日から3ヶ月以内のもの	○	—
<input type="checkbox"/>	政令使用人の住民票の写し	<input type="checkbox"/>	発行日から3ヶ月以内のもの	△	△
		<input type="checkbox"/>	本籍記載のもの(外国人にあっては国籍・地域記載のもの)であって、個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの		
<input type="checkbox"/>	政令使用人の登記されていないことの証明書	<input type="checkbox"/>	発行日から3ヶ月以内のもの	△	△
		<input type="checkbox"/>	住民票記載の氏名、生年月日、住所(本籍)と同じ		
<input type="checkbox"/>	法定代理人(個人)の住民票の写し	<input type="checkbox"/>	発行日から3ヶ月以内のもの	—	△
		<input type="checkbox"/>	本籍記載のもの(外国人にあっては国籍・地域記載のもの)であって、個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの		
<input type="checkbox"/>	法定代理人(個人)の登記されていないことの証明書	<input type="checkbox"/>	発行日から3ヶ月以内のもの	—	△
		<input type="checkbox"/>	住民票記載の氏名、生年月日、住所(本籍)と同じ		
<input type="checkbox"/>	法定代理人(法人)の定款又は寄附行為	<input type="checkbox"/>	最新のを添付している	—	△
<input type="checkbox"/>	法定代理人(法人)の登記事項証明書	<input type="checkbox"/>	発行日から3ヶ月以内のもの	—	△
<input type="checkbox"/>	法定代理人(法人)の役員の住民票の写し	<input type="checkbox"/>	発行日から3ヶ月以内のもの	—	△
		<input type="checkbox"/>	本籍記載のもの(外国人にあっては国籍・地域記載のもの)であって、個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの		
<input type="checkbox"/>	法定代理人(法人)の役員の登記されていないことの証明書	<input type="checkbox"/>	発行日から3ヶ月以内のもの	—	△
		<input type="checkbox"/>	住民票記載の氏名、生年月日、住所(本籍)と同じ		
<input type="checkbox"/>	標準作業書	<input type="checkbox"/>	最新のを添付している	○	○
<input type="checkbox"/>	事業所の代表者である旨の申立書	<input type="checkbox"/>	提出する場合は、事業所の代表者が政令使用人と一致している	△	△
<input type="checkbox"/>	同時申請(届出)に関する申立書	<input type="checkbox"/>	提出する場合は、添付を省略する書類を全てチェックしている	△	△
<input type="checkbox"/>	現行許可証の写し	<input type="checkbox"/>		○	○
<input type="checkbox"/>	副本返信用封筒 許可証送付用封筒	<input type="checkbox"/>	郵送による副本返信又は許可証送付を希望する場合は、①配達記録が残る形式、②切手が必要なものは貼付済み、③返送住所記載済みのもの	△	△

△印の書類等は、該当がある場合に記載又は添付してください。

※許可更新申請時に変更がない場合は、省略が可能。

## 7 申請様式

様式第五（第五十五条関係）

許 可  
解体業 申請書  
許可の更新

※許可番号	
※許可年月日	

年 月 日

兵庫県知事 様

(郵便番号)  
住 所  
氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第61条第1項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可（許可の更新）を申請します。

事業所の名称及び所在地		
名 称		
所在地	(郵便番号)	電話番号
事業の用に供する施設の概要		
他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）
解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限		

役員の名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

令第5条に規定する使用人の名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

法定代理人の名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	住 所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代表者の名	
住 所	(郵便番号)  電話番号

法定代理人の役員の名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額

標準作業書の記載事項	
使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	
油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	
使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法	
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

- 備考
- 1 △印の欄は、記入しないこと。
  - 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
  - 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
  - 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
  - 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
  - 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
  - 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第八（第六十条関係）

許 可  
 破砕業 申請書  
 許可の更新

※許可番号	
※許可年月日	

年 月 日

兵庫県知事 様

(郵便番号)  
 住 所  
 氏 名  
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第68条第1項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の許可（許可の更新）を申請します。

事業の範囲		
事業所の名称及び所在地		
名 称		
所在地	(郵便番号)	電話番号
事業の用に供する施設の概要		
当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限		

役員の名氏及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	住所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代が法人である場合に記入すること。）

名称	
(ふりがな) 代表者の氏名	
住所	(郵便番号)  電話番号

法定代理人の役員の名氏及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住所	保有する株式の数 又は出資の金額

標準作業書の記載事項	
解体自動車の保管の方法	
解体自動車の破砕前処理を行う場合 にあつては、解体自動車の破砕 前処理の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあ つては、解体自動車の破砕の方法	
排水処理施設の管理の方法（排水 処理施設を設置する場合に限る。）	
解体自動車の破砕を行う場合にあ つては、自動車破砕残さの保管の 方法	
解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあ つては、自動車破砕残さの運搬の 方法	
破砕業の用に供する施設の保守点 検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

- 備考
- 1 △印の欄は、記入しないこと。
  - 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
  - 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」から「当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」までの欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
  - 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
  - 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
  - 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
  - 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

事業所名簿

名称	
所在地	〒 TEL
名称	
所在地	〒 TEL
名称	
所在地	〒 TEL
名称	
所在地	〒 TEL
名称	
所在地	〒 TEL
名称	
所在地	〒 TEL
名称	
所在地	〒 TEL
名称	
所在地	〒 TEL
名称	
所在地	〒 TEL

役員等名簿

役職名等	(ふりがな) 氏 名	本籍地 (※外国人の方は記載不要)
生年月日		現住所又は居住地
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

※ 上記の者が使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第62条第1項第2号イからヌの規定に該当する場合は、許可することができない。

## 株主又は出資者名簿

株主：株式会社の株主で、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有するもの  
 出資者：株式会社以外の法人で、出資金総額の100分の5以上の額に相当する出資をしているもの

発行済株式総数		出資金総額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日 又は 設立年月日	株	円
		保有株式数 又は出資額 総額に対する 割合	本籍地（※法人及び外国人の方は記載不要）  現住所又は居住地
		株・円	
		%	
		株・円	
		%	
		株・円	
		%	
		株・円	
		%	
		株・円	
		%	
		株・円	
		%	
		株・円	
		%	

※ 上記の者が使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第62条第1項第2号イからヌの規定に該当する場合は、許可されないことがあります。

誓 約 書

年 月 日

兵庫県知事 様

住 所  
氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

私及び私の使用人(政令で定める者に限る。)

は、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」第62条第1項第2号イからヌ(解体業)又は第69条第1項第2号(破砕業)のいずれにも該当していません。

また、使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく、解体業、破砕業の許可を受けた後は、法令等に従い適正かつ誠実に業務を遂行いたします。

※欠格要件にいずれも該当しない旨、チェック欄に印をつけてください。

チェック	欠格要件 使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号イからヌ及び第69条第1項第2号
<input type="checkbox"/>	イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者*又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 *精神の機能の障害により解体業又は、破砕業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
<input type="checkbox"/>	ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
<input type="checkbox"/>	ハ この法律、廃棄物処理法、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第204条、206条、208条、208条の2、222条若しくは247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
<input type="checkbox"/>	ニ 第66条(第72条において読み替えて準用する場合を含む。)、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2(廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。 )又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
<input type="checkbox"/>	ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
<input type="checkbox"/>	ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
<input type="checkbox"/>	ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)がイからへまでのいずれかに該当するもの
<input type="checkbox"/>	チ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
<input type="checkbox"/>	リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
<input type="checkbox"/>	ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

事業計画書及び収支見積書（様式1）

【解体業】

年 月 日 現在作成

1-1 事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種（乗用車、大型車）を含む。）

業務時間		従業員数		休業日

1-2 使用済自動車等の引取実績及び計画

年 度	____年度実績 (3年前)	____年度実績 (2年前)	____年度実績 (1年前)	許可取得後の年間計画
引取台数	台	台	台	台
主な引取先				

1-3 解体実績（乗用車）

年 度	____年度実績 (3年前)	____年度実績 (2年前)	____年度実績 (1年前)
年間処理実績	台	台	台
年間稼働日数	日	日	日
平均処理実績	台/日	台/日	台/日

1-4 解体能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
台/日	日	台

1-5 保管の状況

使用済自動車		解体自動車	
保管量の上限	( 台 )	保管量の上限	( 台 )
現在保管量	( 台 )	現在保管量	( 台 )

※ 解体業を行おうとする事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で（ ）に記入すること。

【解体業】

1-6 年間収支見積書

項目		前年度 (決算月 ( 月 ) )		今年度の見込み (決算月 ( 月 ) )	
		年度 (千円)	(1台当) (円)	年度 (千円)	(1台当) (円)
売上高 (全体)	ア (総売上収入)				
売上原価	イ (使用済自動車等購入費)				
その他の経費	ウ				
うち廃棄物処理委託費	エ				
営業収益	オ=ア-イ-ウ				
営業外損益	カ (主に支払利息)				
経常利益	キ=オ+カ				
使用済自動車等年間引取台数					
使用済自動車等年間処理台数					

(参考)

	前年度末	現在
負債総額 (年度末残高) (千円)		

- (注) 1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。  
 2 使用済自動車等購入費は購入費をプラス、引取・処分料金を徴収した分はマイナスで計上すること。  
 3 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

事業計画書及び収支見積書（様式1）

【破砕業】

年 月 日 現在作成

1-1 事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種（乗用車、大型車）を含む。）

業務時間		従業員数		休業日	

1-2 解体自動車等の引取実績及び計画

年 度	____年度実績 (3年前)	____年度実績 (2年前)	____年度実績 (1年前)	許可取得後の年間計画
引取台数	台	台	台	台
主な引取先				

1-3 破砕実績

年 度	____年度実績 (3年前)	____年度実績 (2年前)	____年度実績 (1年前)
年間処理実績	台	台	台
年間稼働日数	日	日	日
平均処理実績	台/日	台/日	台/日

1-4 破砕等能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
台/日	日	台

1-5 保管の状況

解体自動車		A S R	
保管量の上限	( 台 )	保管量の上限	( m <sup>3</sup> )
現在保管量	( 台 )	現在保管量	( m <sup>3</sup> )

※ 破砕業を行おうとする事業所以外の場所で保管している場合は、その台数・量を内数で（ ）に記入すること。

【破砕業】

1-6 年間収支見積書

項目		前年度 (決算月 ( 月 ) )		今年度の見込み (決算月 ( 月 ) )	
		年度 (千円)	(1台当) (円)	年度 (千円)	(1台当) (円)
売上高 (全体)	ア (総売上収入)				
売上原価	イ (使用済自動車等購入費)				
その他の経費	ウ				
うち廃棄物処理委託費	エ				
営業収益	オ=ア-ウ				
営業外損益	カ (主に支払利息)				
経常利益	キ=オ+カ				
解体自動車等年間引取台数					
解体自動車等年間処理台数					

(参考)

	前年度末	現在
負債総額 (年度末残高) (千円)		

- (注) 1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。  
 2 使用済自動車等購入費は購入費をプラス、引取・処分料金を徴収した分はマイナスで計上すること。  
 3 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

事業場の代表者である旨の申立書

年 月 日

兵庫県知事 様

(申請者)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

私(当社)は、下記の者が使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令第5条に掲げる  
使用人(事業場の代表者)であることを申し立てます。

記

1	職 名
	氏 名
2	事業場の代表者である理由

※留意事項 事業場の代表者となる条件  
最低限、「申請者が行う使用済自動車の再資源化等に関する法律解体業又は  
破砕業の契約権限が委任されていること」が必要です。

年 月 日

兵庫県知事 様

(申請者)  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

同時申請（届出）に関する申立書

本申請（届出）における下記の添付書類については、令和 年 月 日付で貴庁  
に同時に申請（届出）した 

引 取 業 フロン類回収業 解 体 業 破 碎 業
------------------------------------

 の 

登録申請書 変更届出書 許可申請書
-------------------------

 のものと共通して  
おりますので省略します。

記

※添付を省略する書類のチェック欄に印をつけてください。

チェック欄	添付書類
<input type="checkbox"/>	誓約書
<input type="checkbox"/>	住民票の写し及び登記されていないことの証明書（申請者が個人の場合）
<input type="checkbox"/>	定款又は寄附行為及び登記事項証明書（申請者が法人の場合）
<input type="checkbox"/>	役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書（申請者が法人の場合）
<input type="checkbox"/>	発行済株式総数5%以上の株主又は出資の額の5%以上の額に相当する出資者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）（申請者が法人の場合）
<input type="checkbox"/>	政令使用人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書
<input type="checkbox"/>	法定代理人（個人）の住民票の写し及び登記されていないことの証明書（申請者が未成年の場合）
<input type="checkbox"/>	法定代理人（法人）の定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書（申請者が未成年の場合）



## 8 記載例

様式第五（第五十五条関係）

許 可  
解体業 申請書

許可の更新

更新の場合に記入が  
必要です。

許可の更新を囲んでください。

※許可番号	20283XXXXXX
※許可年月日	令和元年12月1日

令和8年1月5日

兵庫県知事 様

(郵便番号) 668-××××  
住 所 兵庫県豊岡市  
氏 名 ××××株式会社  
代表取締役 ×× ××  
電話番号 0796-××-××××

申請する年月日を記入  
してください。

該当しない方を二重線で消してください。

使用済自動車の再資源化等に関する法律第61条第1項の規定により、必要な書類を添えて  
解体業の~~許可~~(許可の更新)を申請します。

事業所の名称及び所在地	
名 称	××××株式会社××工場
所在地	(郵便番号) 668-×××× 兵庫県豊岡市××町××番 外×筆 電話番号0796-××-××××
事業の用に供する施設の概要	使用済自動車保管場所 ×m <sup>2</sup> (保管量上限×台) 燃料抜取場所 ×m <sup>2</sup> 解体作業場 ×m <sup>2</sup> 部品保管場所 ×m <sup>2</sup> 解体自動車保管場所 ×m <sup>2</sup> (保管量上限×台) ニブラ ×台 ためます×箇所、油水分離槽×箇所
他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）	都道府県・市名
	兵庫県
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）	都道府県・市名
	兵庫県 京都府
解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	兵庫県豊岡市××町××番 使用済自動車保管場所 ×m <sup>2</sup> (保管量上限×台)

事業所が複数ある場合は、別添事業所名簿のと  
おりとし、事業所名簿を添付してください。

役員の名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所
別添役員等名簿のとおり		

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所
別添役員等名簿のとおり		

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	住所
該当がある場合に記入してください。	

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名称	該当がある場合に記入してください。	
(ふりがな) 代表者の氏名		
住所	(郵便番号)	電話番号

法定代理人の役員の名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所
該当がある場合に記入してください。		

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住所	保有する株式の数 又は出資の金額
別添株主又は出資者名簿のとおり		

標準作業書の記載事項	
使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	別添標準作業書のとおり
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	
油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	
使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法	
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	

△手数料欄

●兵庫県収入証紙の貼り付け例

収入証紙 10,000円 兵庫県	収入証紙 10,000円 兵庫県	収入証紙 10,000円 兵庫県	収入証紙 10,000円 兵庫県	収入証紙 10,000円 兵庫県
------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------

収入証紙 10,000円 兵庫県	収入証紙 10,000円 兵庫県
------------------------	------------------------

兵庫県収入証紙により納付する場合は、証紙には押印しないでください。  
台紙と証紙の間に消印が押せるよう貼り付けてください。

- 備考
- △印の欄は、記入しないこと。
  - ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
  - 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
  - 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
  - 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
  - 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
  - 用紙の大きさは、日本産業規格A4と

●電子納付した場合の記載例

電子納付番号：N12345678

電子納付により納付する場合は、配信される納付申込完了メールに記載されている電子納付番号（大文字アルファベット1文字＋8桁の数字）を記入してください。

様式第八（第六十条関係）

破砕業 許 可 申請書

許可の更新を囲んでください。

許可の更新

更新の場合に記入が必要です。

※許可番号	20284XXXXXX
※許可年月日	令和元年12月1日

令和6年11月1日

兵庫県知事 様

申請する年月日を記入してください。

(郵便番号) 668-×××  
 住 所 兵庫県豊岡市××町××番地  
 氏 名 ××××株式会社  
 代表取締役 ×× ××  
 電話番号 0796-××-××××

該当しない方を二重線で消してください。

使用済自動車の再資源化等に関する法律第68条第1項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の~~許可~~(許可の更新)を申請します。

事業の範囲	破砕前						
事業所の名称及び所在地	<table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td>××××株式会社××工場</td> <td rowspan="2">事業所が複数ある場合は、別添事業所名簿のとおりとし、事業所名簿を添付してください。</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>(郵便番号) 668-×××× 兵庫県豊岡市××町××番 外×筆</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">電話番号 0796-××-××××</p>		名 称	××××株式会社××工場	事業所が複数ある場合は、別添事業所名簿のとおりとし、事業所名簿を添付してください。	所在地	(郵便番号) 668-×××× 兵庫県豊岡市××町××番 外×筆
名 称	××××株式会社××工場	事業所が複数ある場合は、別添事業所名簿のとおりとし、事業所名簿を添付してください。					
所在地	(郵便番号) 668-×××× 兵庫県豊岡市××町××番 外×筆						
事業の用に供する施設の概要	解体自動車保管場所×㎡（保管量上限×台） せん断施設（能力×t/日）1基 圧縮施設（能力×t/日）1基 廃車ガラ・プレス後物保管場所×㎡ ニブラ ×台 ためます×箇所、油水分離槽×箇所						
当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号						
他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）					
	兵庫県	20283XXXXXX（解体業）					
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）					
	兵庫県 京都府	0280XXXXXX（収集運搬） 0260XXXXXX（中間処理）					
破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	兵庫県豊岡市××町××番 解体自動車保管場所 ×㎡（保管量上限×台）						

役員の名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
別添役員等名簿のとおり		

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
別添役員等名簿のとおり		

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	住 所
該当がある場合に記入してください。	

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代が法人である場合に記入すること。）

名 称		
(ふりがな) 代表者の氏名	該当がある場合に記入してください。	
住 所	(郵便番号)	電話番号

法定代理人の役員の名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
該当がある場合に記入してください。		

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額
別添株主又は出資者名簿のとおり		

標準作業書の記載事項

解体自動車の保管の方法	
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、解体自動車の破砕前処理の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、解体自動車の破砕の方法	
排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの保管の方法	別添標準作業書のとおり
解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの運搬の方法	
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	

兵庫県収入証紙により納付する場合は、証紙には押印しないでください。  
台紙と証紙の間に消印が押せるよう貼り付けてください。

△手数料欄

●兵庫県収入証紙の貼り付け例

収入証紙 10,000円 兵庫県	収入証紙 10,000円 兵庫県	収入証紙 10,000円 兵庫県	収入証紙 10,000円 兵庫県	収入証紙 10,000円 兵庫県
収入証紙 10,000円 兵庫県	収入証紙 10,000円 兵庫県	収入証紙 5,000円 兵庫県	収入証紙 1,000円 兵庫県	収入証紙 1,000円 兵庫県

- 備考
- △印の欄は、記入しないこと。
  - ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
  - 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」から「当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」までの欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
  - 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
  - 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
  - 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
  - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

●電子納付した場合の記載例

電子納付番号：N12345678

電子納付により納付する場合は、配信される納付申込完了メールに記載されている電子納付番号（大文字アルファベット1文字＋8桁の数字）を記入してください。

役員等名簿

役職名等	(ふりがな) 氏 名	本籍地 (※外国人の方は記載不要)
生年月日		現住所又は居住地
代表取締役	(×× ××) ×× ××	兵庫県豊岡市××町××番
昭和50年10月1日		兵庫県豊岡市××町××番
取締役	(×× ××) ×× ××	兵庫県養父市××町××番
昭和52年12月1日		兵庫県養父市××町××番
取締役	(×× ××) ×× ××	兵庫県豊岡市××町××番
昭和55年8月1日		兵庫県豊岡市××町××番
監査役	(×× ××) ×× ××	兵庫県朝来市××町××番
昭和56年4月10日		兵庫県朝来市××町××番
政令使用人 (工場長)	(×× ××) ×× ××	兵庫県豊岡市××町××番
昭和60年7月25日		兵庫県豊岡市××町××番
年 月 日	住民票記載のとおり記入してください。	
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

※ 上記の者が使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第62条第1項第2号イからヌの規定に該当する場合は、許可することができない。

株主又は出資者名簿

株主：株式会社の株主で、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有するもの  
 出資者：株式会社以外の法人で、出資金総額の100分の5以上の額に相当する出資をしているもの

発行済株式総数		出資金総額	
		500株	円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日 又は 設立年月日	保有株式数 又は出資額 総額に対する割合	本籍地（※法人及び外国人の方は記載不要）
			現住所又は居住地
(×× ××) ×× ××	昭和52年12月1日	200株	兵庫県豊岡市〇〇町〇〇番
		40%	兵庫県豊岡市△△町△△番
(〇〇 〇〇) (株)××××	平成10年10月1日	150株	
		30%	兵庫県豊岡市□□町□□番地
(×× ××) ×× ××	昭和52年12月1日	50株	兵庫県豊岡市〇〇町〇〇番
		10%	兵庫県豊岡市△△町△△番
住民票・法人登記簿記載のとおりに入力してください。			
		株・円	
		%	
		株・円	
		%	
		株・円	
		%	
		株・円	
		%	

※ 上記の者が使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第62条第1項第2号イからヌの規定に該当する場合は、許可されないことがあります。

誓 約 書

令和8年1月5日

兵庫県知事 様

住 所 兵庫県豊岡市××町××番地  
氏 名 ××××株式会社  
代表取締役 ×× ××

該当しない方を二重線で消してください。

~~私及び私の使用人(政令で定める者に限る。)~~

は、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」第62条第1項第2号イからヌ(解体業)又は第69条第1項第2号(破砕業)のいずれにも該当していません。

当社の役員及び当社の使用人(同上)

る法律」第62条第1項第2号イからヌ(解体業)又は第69条第1項第2号(破砕業)のいずれにも該当していません。

また、使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく、解体業、破砕業の許可を受け  
欠格要件を確認の上、チェックして誠実に業務を遂行いたします。  
ください。

※欠格要件にいずれも該当しない旨、チェック欄に印をつけてください。

チェック	欠格要件 使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号イからヌ及び第69条第1項第2号
<input checked="" type="checkbox"/>	イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者*又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 *精神の機能の障害により解体業又は、破砕業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
<input checked="" type="checkbox"/>	ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
<input checked="" type="checkbox"/>	ハ この法律、廃棄物処理法、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第204条、206条、208条、208条の2、222条若しくは247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
<input checked="" type="checkbox"/>	ニ 第66条(第72条において読み替えて準用する場合を含む。)、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2(廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。 )又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
<input checked="" type="checkbox"/>	ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
<input checked="" type="checkbox"/>	ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
<input type="checkbox"/>	ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)がイからへまでのいずれかに該当するもの
<input checked="" type="checkbox"/>	チ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
<input checked="" type="checkbox"/>	リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
<input type="checkbox"/>	ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

事業計画書及び収支見積書（様式1）

【解体業】

令和8年1月5日 現在作成

1-1 事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種（乗用車、大型車）を含む。）

<p>引取業者及びフロン類回収業者（××販売株等）から引き取った使用済自動車（乗用車及び大型車）を解体し、有用部品（エンジン、ドア、バンパー等）を回収し、中古部品業者及び金属商等に売却する。</p> <p>解体作業に伴い発生した廃プラスチック類については、産業廃棄物処分業者に委託し、破碎処分する。解体自動車については、破碎業者（××産業株）に引き渡す。</p> <p>作業フローは別添のとおり。</p>					
業務時間	8:00~17:00	従業員数	3人	休業日	日曜日、祝祭日

1-2 使用済自動車等の引取実績及び計画

年 度	令和4年度実績 (3年前)	令和5年度実績 (2年前)	令和6年度実績 (1年前)	許可取得後の年間計画
引取台数	480台	510台	500台	550台
主な引取先	××販売株 ××自工株	××販売株 ××自工株	××販売株 ××自工株	××販売株 ××自工株

1-3 解体実績（乗用車）

年 度	令和4年度実績 (3年前)	令和5年度実績 (2年前)	令和6年度実績 (1年前)
年間処理実績	480台	510台	500台
年間稼働日数	280日	280日	280日
平均処理実績	1.7台/日	1.8台/日	1.8台/日

1-4 解体能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
2台/日	280日	560台

1-5 保管の状況

使用済自動車		解体自動車	
保管量の上限	50台 (10台)	保管量の上限	50台 (30台)
現在保管量	40台 (5台)	現在保管量	40台 (20台)

※ 解体業を行おうとする事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で（ ）に記入すること。

【解体業】

1-6 年間収支見積書

項目		前年度（令和6年度） （決算月（3月））		今年度の見込み （決算月（3月））	
		年度 （千円）	（1台当） （円）	年度 （千円）	（1台当） （円）
売上高（全体）	ア（総売上収入）	16,000	32,000	17,600	32,000
売上原価	イ（使用済自動車等購入費）	-2,500	-5,000	-2,750	-5,000
その他の経費	ウ	16,575	33,150	18,150	36,500
うち廃棄物処理委託費	エ	750	1,500	850	1,700
営業収益	オ=ア-イ-ウ	1,925	3,850	2,200	4,000
営業外損益	カ（主に支払利息）	-600	-1,200	-660	-1,200
経常利益	キ=オ+カ	1,350	2,650	1,540	2,800
使用済自動車等年間引取台数		500		550	
使用済自動車等年間処理台数		500		550	

（参考）

	前年度末	現在
負債総額（年度末残高）（千円）	20,000	22,500

- （注） 1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。  
 2 使用済自動車等購入費は購入費をプラス、引取・処分料金を徴収した分はマイナスで計上すること。  
 3 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

事業計画書及び収支見積書（様式1）

【破砕業】

令和8年1月5日 現在作成

1-1 事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種（乗用車、大型車）を含む。）

解体業者から解体自動車を引き取り、せん断施設でせん断、圧縮施設で圧縮し、鉄スクラップ原料として主に鉄鋼メーカーに売却する。 作業フローは別添のとおり。					
業務時間	8:00~17:00	従業員数	20人	休業日	日曜日、祝祭日

1-2 解体自動車等の引取実績及び計画

年 度	令和4年度実績 (3年前)	令和5年度実績 (2年前)	令和6年度実績 (1年前)	許可取得後の年間計画
引取台数	20,000台	22,000台	24,000台	25,000台
主な引取先	解体業者等	解体業者等	解体業者等	解体業者等

1-3 破砕実績

年 度	令和4年度実績 (3年前)	令和5年度実績 (2年前)	令和6年度実績 (1年前)
年間処理実績	20,000台	22,000台	23,000台
年間稼働日数	280日	280日	280日
平均処理実績	71台/日	79台/日	82台/日

1-4 破砕等能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
100台/日	280日	28,000台

1-5 保管の状況

解体自動車		A S R	
保管量の上限	120台 (60台)	保管量の上限	( m <sup>3</sup> m <sup>3</sup> )
現在保管量	50台 (20台)	現在保管量	( m <sup>3</sup> m <sup>3</sup> )

※ 破砕業を行おうとする事業所以外の場所で保管している場合は、その台数・量を内数で（ ）に記入すること。

【破砕業】

1-6 年間収支見積書

項目		前年度（令和6年度） （決算月（3月））		今年度の見込み （決算月（3月））	
		年度 （千円）	（1台当） （円）	年度 （千円）	（1台当） （円）
売上高（全体）	ア（総売上収入）	276,000	12,000	350,000	14,000
売上原価	イ（使用済自動車等購入費）	-120,000	-5,000	-75,000	-3,000
その他の経費	ウ	269,100	11,700	250,000	10,000
うち廃棄物処理委託費	エ	92,000	4,000	25,000	1,000
営業収益	オ=ア-イ-ウ	126,900	5,517	175,000	7,000
営業外損益	カ（主に支払利息）	-3,000	-130	-3,500	-140
経常利益	キ=オ+カ	123,900	5,387	171,500	6,860
解体自動車等年間引取台数		24,000		25,000	
解体自動車等年間処理台数		23,000		25,000	

（参考）

	前年度末	現在
負債総額（年度末残高）（千円）	100,000	100,000

- （注） 1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。  
 2 使用済自動車等購入費は購入費をプラス、引取・処分料金を徴収した分はマイナスで計上すること。  
 3 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

事業場の代表者である旨の申立書

令和8年1月5日

兵庫県知事 様

(申請者)

住 所 兵庫県豊岡市××町××番地

氏 名 ××××株式会社

代表取締役 ×× ××

私（当社）は、下記の者が使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令第5条に掲げる  
使用人（事業場の代表者）であることを申し立てます。

記

1	職 名 工場長
	氏 名 ×× ××
2	事業場の代表者である理由
	使用済自動車の再資源化等に関する法律解体業（破砕業）の契約権限が委任されているため

※留意事項 事業場の代表者となる条件  
最低限、「申請者が行う使用済自動車の再資源化等に関する法律解体業又は破砕業の契約権限が委任されていること」が必要です。